

調達説明書【一般競争入札用】

公告日 令和8年9月3日

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県土地開発公社会計規程（平成13年4月1日施行）第58条に基づき、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第62条の規定を準用して公告します。

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいた上で参加してください。

1 案件名及び内容

- (1) 案件名 乗用自動車（ハイブリッド）リース契約（伊勢支所）
- (2) 内容（仕様） 仕様書のとおり

2 履行期間（納入期限）及び履行場所（納入場所）

- (1) リース期間 令和9年4月から84ヶ月
- (2) 履行場所（納入場所） 三重県伊勢庁舎（三重県伊勢市勢田町628番地2）

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県から三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県から三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 質疑の提出

当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、以下のとおり行うものとします。

- (1) 提出期限
令和8年9月8日（火）15時まで
- (2) 提出方法
期限まで（必着）に「17 問い合わせ先」あて書面（FAX・メール可。送信後に受信確認を行ってください。）で提出してください。
- (3) 回答
令和8年9月10日（木）17時までに当公社ホームページで回答します。
※提出の有無に関わらず、入札書提出前に必ず質疑の回答状況を確認してください。

5 同等品申請の提出

「対象外」

6 入札参加者に求められる義務

入札に参加を希望するものは、(1)の提出書類を、(2)の提出期限までに、(3)の提出先へ提出し、(4)の結果通知で競争入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加資格確認申請書（所定様式）

イ 法人にあっては、「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」のうち、いずれかの書類の写し（申込日以前3か月以内の証明日のもの）

※「三重県建設工事入札参加資格者名簿登録者」又は「三重県物件等電子調達システム利用登録者」で当該申請時における参加資格及び状況に変更のない方は、イの書類の提出を免除しますので、アの申請書に登録番号を記載してください。

ウ 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し（申込日以前3か月以内の証明日のもの、本籍・国籍の記載は不要）

※ア・イ・ウの提出書類等について、説明を求める場合があります。

(2) 提出期限

令和8年9月14日（月）12時まで

(3) 提出方法

(1)の提出書類 ア 競争入札参加資格確認申請書（所定様式）に必要事項を記載し、イ又はウの書類を添付のうえ、(2)の提出期限までに、「17 問い合わせ先」あてに郵便又は持参により提出（必着）してください。

(4) 結果通知

令和8年9月15日（火）17時までに通知書を発送します。

参加資格があることの通知を受けた後、入札書の提出を行ってください。

7 内訳書要否

「 不要 」

8 入札書の提出及び留意事項等

(1) 入札書の提出

持参又は郵送によることとし、持参の場合にはアの日時及び場所へ、郵送による場合はイにより提出してください。

ア 持参による提出日時及び場所

【提出日時】

令和8年9月29日（火）14時00分

【提出場所】

三重県津市栄町1丁目 891 番地 三重県合同ビル4階 第3会議室

イ 郵送による提出期限及び場所

一般書留郵便又は簡易書留郵便により、次の提出日時までに郵送場所へ到着するよう

送付（必着）してください。

【提出日時】

令和8年 9月28日（月）17時

【郵送場所】

〒514-0004

三重県津市栄町1丁目891番地（三重県合同ビル4階）

三重県土地開発公社 総務課

※ 郵送する封筒には「案件名 乗用自動車（ハイブリッド）リース契約（伊勢支所）入札書
在中」を併記してください。

※郵送による入札書の提出者は、第2回以降の再度入札に参加することはできません。

（2）入札書の留意事項等

入札書の提出にあたっては、以下にご留意ください。

ア 入札書は所定様式を使用し、入札価格、入札内訳（納入予定車のメーカー・車種・グレード、1台当たりの月額賃借料等）、入札者の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じ。）を記入し、住所、氏名、案件名（乗用自動車（ハイブリッド）リース契約）等を表記した封筒に入れ、封印のうえ提出すること。

イ 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取り扱うものとする。

- ・入札者本人の住所、氏名（法人にあっては法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には、委任状の提出は必要としない。

- ・代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出すること。

なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印すること。

9 開札日時及び場所

【開札日時】

令和8年9月29日（火）14時00分

【開札場所】

三重県津市栄町1丁目 891 番地 三重県合同ビル4階 第3会議室

※開札の結果、落札候補者となるべき者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

ただし、入札執行回数は3回を限度とします。

※郵送による入札書の提出者は、第2回以降の再度入札に参加することはできません。

※入札書を郵送された方で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に「17 問い合わせ先」へ連絡をしてください。

10 落札候補者に求められる義務

（1）提出書類

ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（個人の場合は納税証明書（その3の2）、法人の場合は納税証明書（その3の3）も可）（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

※提出書類等について、説明を求める場合があります。

(2) 提出期限

令和8年10月9日（金）17時まで

(3) 提出方法

(1) の提出書類を(2)の提出期限までに、「17 問い合わせ先」あてに郵便又は持参により提出（必着）してください。

(4) 結果通知

落札資格の確認を行った後、落札決定を行います。

11 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

12 入札方法及び入札保証金

(1) 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。

(2) 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、規則第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

(4) 入札等にかかる費用は入札者の負担とします。

(5) 入札価格は、1台当たりの月額賃借料（円未満切捨）と仕様書記載の台数及び契約月数の積（消費税及び地方消費税抜きの金額）の合計額を記入してください。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効として取り扱います。

(1) 競争入札参加資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。（例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合）

(3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

(4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。

(5) 入札書の記載事項が確認できないとき。

(6) 入札保証金を納付する場合に、その額が、入札価格の百分の五以上に規定する額に満たないとき。

(7) 落札候補者の落札資格の確認ができないとき。

(8) 再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。

(9) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

14 落札候補者の決定

(1) 落札候補者は、原則予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者から決定します。

入札額同額による落札候補者が2者以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。なお、開札の立ち会いを希望しない場合は、くじ引きを三重県土地開発公社職員に委任したものとみなします。

- (2) 落札候補者となるべき者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。郵送による入札書の提出者は、第2回以降の再度入札に参加することはできません。
- (3) 再度入札については、直ちに入札（見積）書の提出を行ってください。
- なお、次に該当する入札参加者は、2回目以降の再度入札に参加することはできません。
- ア 郵送による入札書の提出者。
- イ 低入札価格調査制度適用案件において、調査の結果、失格となった者。
- ウ 入札が無効となった者。
- (4) 落札候補者は、落札資格の確認のため、「10 落札候補者に求められる義務」（1）の提出書類を、（2）の提出期限までに、（3）の提出先へ提出してください。
- (5) 落札候補者について、「3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格」（2）落札資格の確認を行った後に、落札決定を行います。

15 契約方法及び契約保証金

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち、三重県において三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定を受けている者（更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項の第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。
- (2) 契約は、「17 問い合わせ先」に記載する部署で行います。
- (3) 契約書の作成、提出については、規則第76条、第77条によります。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- なお、契約は入札書の内訳に記載された1台当たりの月額賃借料（円未満切捨）と仕様書記載の台数とし、請求については別途契約書に定める方法によることとします。
- (5) 契約金額は、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- (6) 監督及び検査は、契約条項の定めるところによります。
- (7) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期は、契約条項の定めるところによります。

16 その他

- (1) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、「4 質疑の提出」により質疑を行ってください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県土地開発公社における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

- (3) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。
- (4) 「17 問い合わせ先」の担当者は、必要に応じ資料等の提出を求め場合があります。
- (5) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (6) 契約の相手方となった場合には、個人情報の保護に関し三重県土地開発公社が定める事項を遵守しなければなりません。
- (7) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、三重県から落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- (8) 受注者は、契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (9) 契約締結権者は、受注者が（8）イ又はウの義務を怠ったときは、契約解除等の措置を講じます。
- (10) 契約締結権者は、規則第80条第1項各号又は第2項に該当すると認められる場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
- (11) 契約締結権者は、受注者が履行期限内にその義務を履行しないときは、規則第81条に基づき、同条第1項各号に該当する場合を除き、違約金を徴収します。
- (12) 契約締結権者は、受注者の責に帰する理由により契約を解除した場合、規則第82条に基づき、違約金を徴収します。
- (13) その他必要な事項及び公告に記載がない事項については、規則の定めるところによります。

規則は以下の URL から参照してください。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85924EFA&houcd=H418902100069&no=2&totalCount=27&fromJsp=SrMj>

17 問い合わせ先

三重県土地開発公社 総務課 担当：早川・山本

三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル4階

電話 059—229—6030 FAX 059—226—5340

E-mail mietochi-s@kousya-mie.or.jp

（受付時間 平日8：30～12：00・13：00～17：15）